

堺市立共同浴場指定管理者候補者 選定基準（審査表）			応募団体名：		委員	
条例に定める指定の要件 堺市立共同浴場条例	審査項目	審査の視点	配点	計 点		
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (第8条第3項第1号)	①管理の基本方針	管理の基本方針が当該施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。	5 点			
	②平等利用・安全の確保	市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。				
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (第8条第3項第2号)	①安定的な経営資源	当該管理業務を行っていくために必要な経営資源(人員、物資、金銭、資格・ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。	5 点			
	②財務規模、組織状況	事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。				
	③事業実績	当該施設の管理業務と類似の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	5 点			
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (第8条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握	当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。	15 点			
	②障害者、高齢者等への考え方	障害者や高齢者、子ども等の利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。				
	③広報・モニタリング計画	利用者への情報提供、広報宣伝に 関しての考え方が適切か。利用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。				
	④人権尊重の考え方	人権尊重の考え方が適切か。事業を行う中で人権尊重に向けた適切な取組が考えられているか。	5 点			
	⑤個人情報保護、情報公開の考え方	個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。				
(4) 浴場の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること。 (第8条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方	休館日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。	13 点			
	②人員配置、人材育成の考え方、研修計画	適切な人員配置がなされているか。人材育成、研修計画は施設の安定的運営、利用者サービス向上に役立つものとなっているか。				
	③利用料金等の考え方	利用料金(入浴料)及び物品(石鹸・かみそり等)の販売代金等は、市民が利用しやすく、かつ一定受益者負担を考慮したものとなっているか。				
	④苦情、要望への対応の考え方	利用者や近隣住民からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。	15 点			
	⑤施設・付帯設備・器具備品等の維持管理の考え方	利用者の安全かつ快適な利用という観点から、施設・付帯設備・器具備品等の衛生管理の考え方が適切であるか。				
	⑥非常時対策	災害等非常時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。				
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (第8条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策	当該施設の設置目的を的確に理解し、目標設定の考え方が適切かつ具体的に示されているか。また、目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。	15 点			
	②自主事業の実施計画	自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。				
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (第8条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法	費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。削減した経費を利用者サービス向上につなげているか。	10 点			
	②収支計画	収支計画は適切か。				
	③指定管理料の削減	市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均額・小数第1位四捨五入)を比較し、削減率(小数第2位四捨五入)に応じて付与(削減率 2%以上 4%未満:1点 4%以上 6%未満:2点 6%以上 8%未満:3点 8%以上:4点)	4 点	0点		
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (第8条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用	障害者、高齢者、若者、就職氷河期世代等の就職困難者の雇用及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	5 点			
	②市内経済の活性化	市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。				
	③地域交流、地域コミュニティの醸成	地域交流や地域振興について地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等を含め、基本的な考え方が適切かつ具体的に示されているか。				
	④環境問題への取組	省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。				
	⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに1点ずつ付与(グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること。) 1 障害者の雇用状況報告義務があり令和 6 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者(＊)を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合のいずれかに該当する場合 2 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 13 条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 9 条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)第 15 条に基づく認定を受けている場合(グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。) 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ(同項第 1 号)又は定年の定め廃止(同項第 3 号)を行っている場合(同項第 2 号の継続雇用制度は対象外) 6 市内に本社・本店を有している場合(グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。) 7 ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES(ステップ 2 以上)の登録又はエコステージ(ステージ 2 以上)の認証のいずれかを受けている場合 (＊) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され(又は見込み)、週 20 時間以上勤務している者	3 点	3点		
	⑥施設の適正な管理運営実績	当該施設の現指定管理者(共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。)から応募(グループ応募を含む。)があった場合は、配点を上限として現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案(＊)1 件につき 3 点を減点 (＊)当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給(報酬減額を含む。)以上の処分が行われたもの(令和 4 年 9 月 1 日以降に発生したものに限る。)	(-3 点)			